

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター役員退職手当規程

平成 21 年法人規程第 4 号

制定 平成 21 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「法人」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）の退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 17 条第 2 項（同項第一号を除く。）及び第 3 項の規定に該当し解任された場合には退職手当は支給しない。

2 退職手当は、役員が退職し、又は解任された日から起算して 1 月以内に支払う。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合、その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の支給額)

第 3 条 退職し、又は解任された者に対して支給する退職手当の額は、当該職への就任後、退職又は解任の日までに支給された年俸の総額を第 4 条に定める役員として引き続いた勤続期間の月数で除した額に、その者の勤続期間年数を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、その者の業務実績に応じこれを増額し、又は減額した額とすることができる。

(勤続期間の計算)

第 4 条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、役員として引き続いた勤続期間による。

2 前項の規定による勤続期間の計算は、役員となった日の属する月から退職し、又は解任された日の属する月までの月数による。

3 前 2 項の規定により計算した勤続期間に 1 年未満の端月数がある場合には、6 月以上の端月数はこれを 1 年とし、6 月未満の端月数はこれを切り捨てる。

(退職手当の支給制限)

第 5 条 懲戒解雇処分等を受けた役員に対する退職手当の支給制限については、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター退職手当規程（平成 21 年法人規程第 16 号。以下「職員退職手当規程」という。）第 16 条の規定を準用する。

(退職手当の返納)

第 6 条 退職手当の返納の取扱いについては、職員退職手当規程第 20 条の規定を準用する。

(退職手当の特例)

第7条 役員のうち、役員となった日以前に東京都の職員(職員の退職手当に関する条例(昭和31年東京都条例第65号)の適用を受ける者、東京都公営企業の管理者の給料等に関する条例(昭和45年東京都条例第73号)の適用を受ける者及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年東京都条例第19号)の適用を受ける者をいう。)として在職し、同条例の規定により退職手当の支給を受けている者は、東京都の職員として在籍した期間についてはこの規程による退職手当は、支給しない。

(口座振替による支払)

第8条 退職手当は、その全額を通貨で支払うものとする。ただし、受給者から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

(施行に関し必要な事項)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項については、職員の例に準じる。

附 則(平成21年法人規程第4号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。